

TERP22-18  
ASNITE公表用文書

# ASNITE 試験事業者 認定の取得と維持のための手引き

(第 18 版)

2026 年 4 月 1 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
適合性評価推進センター認定センター

## 目次

はじめに.....	3
第1章 製品評価技術基盤機構認定制度試験事業者認定プログラム.....	3
第1節 プログラムの概要.....	3
第2節 認定の対象となる試験分野.....	3
第3節 認定制度の運営.....	3
第2章 認定申請の手続.....	5
第1節 概要.....	5
第2節 事前準備.....	6
第3節 認定の申請.....	6
第4節 手数料.....	7
第3章 認定プロセス.....	7
第1節 概要.....	7
第2節 認定の決定.....	9
第4章 試験事業者の権利と義務.....	10
第1節 試験事業者の権利.....	10
第2節 試験事業者の義務.....	10
第5章 認定の維持のための手続き.....	10
第1節 認定要求事項への継続的な適合.....	10
第2節 認定申請内容変更の届出.....	10
第3節 認定の維持に係る審査(サーベイランス審査、再認定審査及び臨時審査).....	11
第4節 区分追加.....	11
第5節 事業の承継.....	11
第6節 事業の廃止.....	11
第7節 認定の一時停止、取消し及び縮小.....	11
第8節 試験業務報告.....	12
第6章 苦情の申立て又は異議申立て.....	12
附則.....	12
別表1 申請書類.....	14
別表2 認定申請内容等変更届に係る例.....	15
TERP22 ASNITE 試験事業者認定の取得と維持のための手引き:様式集.....	16
改正ポイント.....	45

# ASNITE 試験事業者認定の取得と維持のための手引き

## はじめに

この手引きは、試験事業者が「ASNITE 試験方法区分一覧(TERP32)」に定める試験区分において製品評価技術基盤機構認定制度(以下「ASNITE 試験事業者認定」という。)の認定を受けるために必要な申請の手続きと認定の要件をわかりやすく取りまとめた一般手引書です。また、認定を受けた後に、認定を維持するために必要な手続きや権利と義務も併せて解説しています。

## 第1章 製品評価技術基盤機構認定制度試験事業者認定プログラム

### 第1節 プログラムの概要

ASNITE 試験事業者認定プログラムは、認定スキーム文書(UIF03)に定める試験事業者の認定(JNLA 認定スキーム及びASNITE 試験事業者(IT)認定スキームを除く)に関するプログラムです。

ASNITE 試験事業者認定を授与された事業者(以下「認定試験事業者」という。)が、その認定範囲内の試験を行ったときは、ILAC MRA 組合せ認定シンボルを付した試験報告書を発行することができます。

認定試験事業者の試験サービスを利用する者は、国際規格等に適合した認定試験事業者の試験を受けることができることとなります。そして、このことは当該利用者の製品の信頼性の根拠の一つとなるものです。

### 第2節 認定の対象となる試験分野

認定を申請する者(以下「申請試験事業者」という。)は、申請時にどのような認定を受けたいのか、すなわち、試験方法、対象、パラメータを特定しなくてはなりません。

認定の対象となる試験方法等の区分については「ASNITE 試験方法区分一覧(TERP32)」に掲載しています。認定を受けようとする試験方法がこれらの区分一覧にないと思われる場合は、申請前にIAJapanにご相談ください。

### 第3節 認定制度の運営

#### 1. 認定機関

ASNITE 試験事業者認定プログラムは、独立行政法人製品評価技術基盤機構適合性評価推進センター認定センター(以下「IAJapan」という。)により運営されています。一般に、このような認定制度を管理・運営する機関は「認定機関」と呼ばれています。

IAJapanは現在、Global Accreditation Corporation Incorporated MRAに署名しています。Global Accreditation Corporation Incorporated MRA は、認定された試験所等が発行する試験報告書等が国際間取引において有効なものとして流通することで、不要な二重検査が排除され、円滑な貿易を促進することを目的としています。IAJapanが運営する認定プログラムの内、ASNITE試験事業者認定プログラムを含むMRAに対応する認定プログラムの認定を受けた試験所が発行する試験報告書は、海外においても受け入れられる可能性が高まります。認定機関がMRAに署名するためには、海外の認定機関のメンバーからなる国際評価チームによる厳格な相互評価(Peer Evaluation)を受け、当該認定機関が運営する認定プログラムが国際規格・基準に適合していることが実証される必要があります。また、MRA署名後にも、定期的な相互評価が行われ、継続的な国際規格・基準への適合が確認されます。このMRAを通じて、署名した認定機関が相互に認定の質が同等であると認めることで、認定の信頼性を国際的に向上させ、ひいては、認定されたラボラトリ等が発行する証明書の国際的な受入れの可能性を高めています。

#### 2. 運営規格等

ASNITE 試験事業者認定プログラムの運営はIAJapanの規定に基づき実施されますが、認定制度の国際的重要性にかんがみ、その運営方針は国際指針であるISO/IEC規格の考え方が全面的に取り入れられ、国際的な整合性が図られています。

具体的には、IAJapan は ISO/IEC 17011 の関係する条項に完全に適合したマネジメントシステムを構築しており、ASNITE 試験事業者認定はこのマネジメントシステムに基づき運営されています。これによって、ASNITE 試験事業者認定は諸外国の認定機関と同等のルールで管理・運営されることが確保されています。

ISO/IEC 17011:2017 - Conformity assessment - Requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies (適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項)

### 3. 認定要求事項

申請試験事業者は、「ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)」に定める認定要求事項に定める全ての認定要求事項を基準に審査されます。また、認定を受けた後も継続してそれらの認定要求事項を満足しなければなりません。

### 4. IAJapan の機構

IAJapan の組織図を図 1 に示します。IAJapan の運営に関する責任者は、認定統括官(以下「トップマネジメント」という。)となります。また、各認定プログラムに責任を持つ管理者を置いています。

制度運営の公平性・中立性を確保するため、また、専門的見地から助言を得るために必要な委員会が IAJapan に設置されています。

認定の公平性に関する評価委員会及び技術委員会は特定の利益代表の優先を避け、利害のバランスを考慮し、公平・中立かつ機密が保持される委員構成となっています。評定委員会は公平さを維持するため原則として中立的な委員による構成となっています。また、各委員は認定制度や試験分野における十分な知識と経験を有しています。

それぞれの委員会の機能は次の通りです。

#### ○認定の公平性に関する評価委員会

認定活動における個々の仕組みの適切性の評価並びにすべての公平性に関するリスク分析の網羅性及びその処置対応の妥当性に関する協議を行う。

#### ○技術委員会

認定スキームの運営に必要な、利害関係者の専門的な知見を必要とする各種事項(要求事項、適用文書、ガイドなど)について審議する。

#### ○評定委員会又は IAJapan ボード

認定の授与、拒否、継続、一時停止や取消しなどの申請試験事業者又は認定試験事業者の評定を行う。

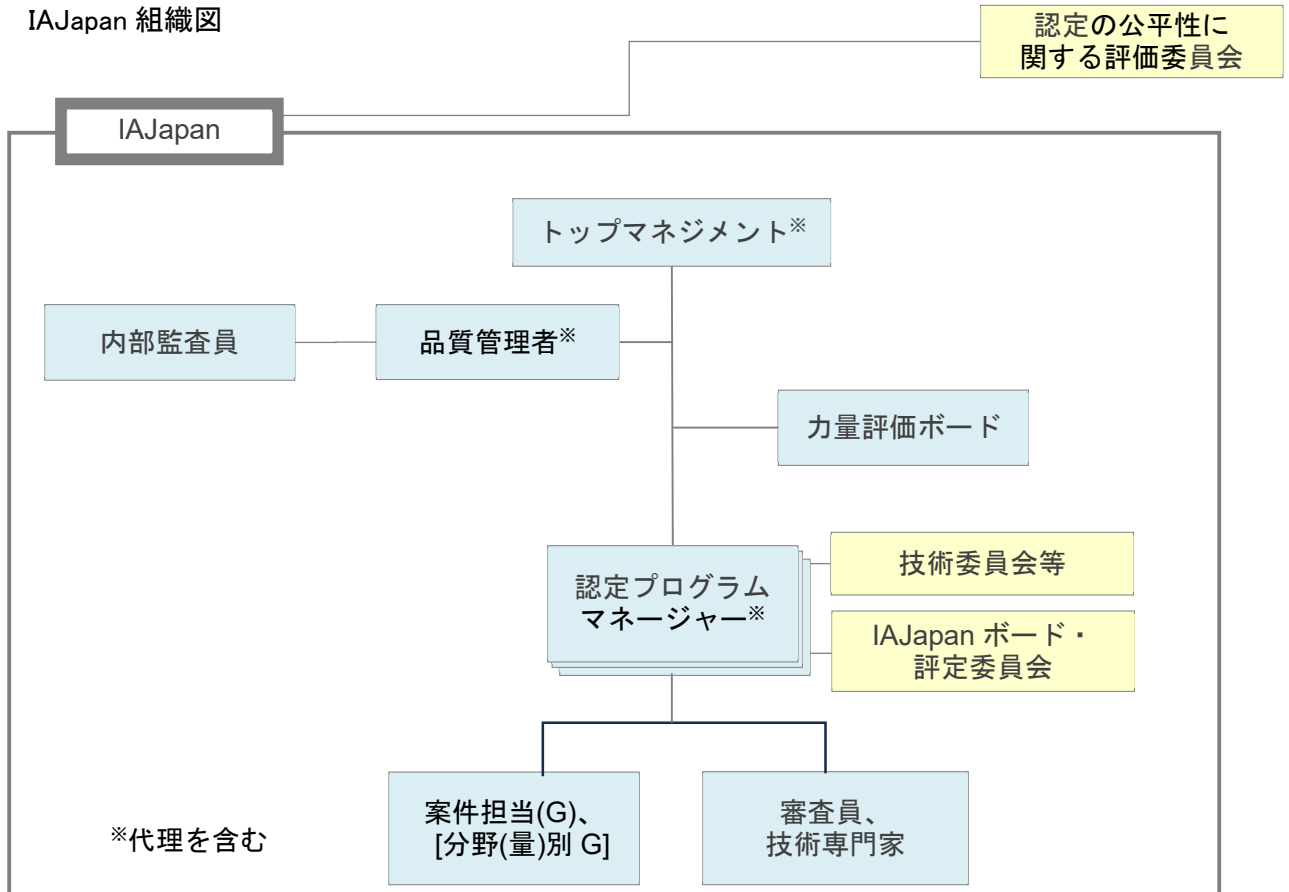


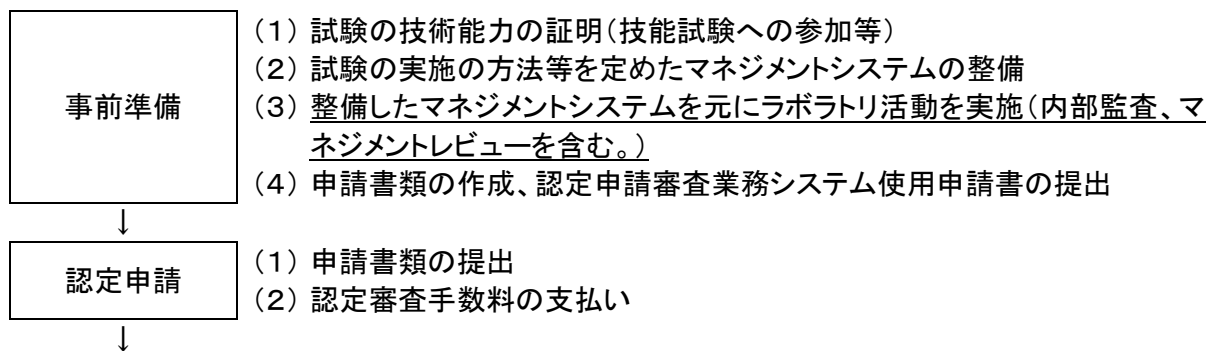
図 1 IAJapan 組織図

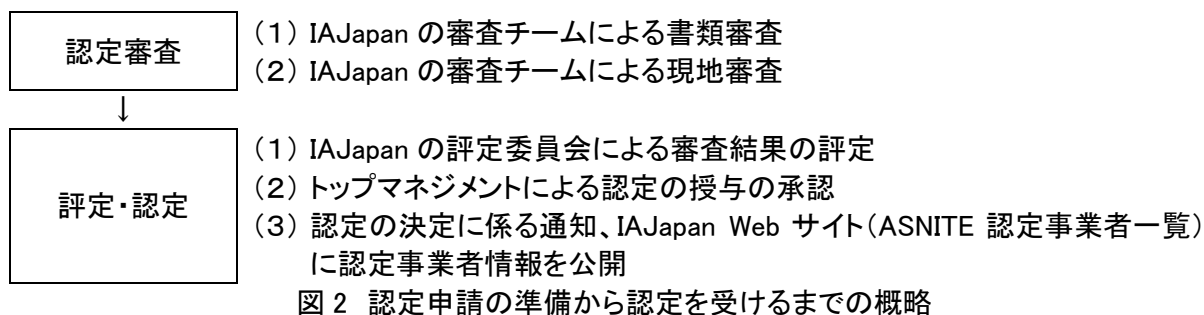
## 第 2 章 認定申請の手続

### 第 1 節 概要

認定を申請する者は、申請時に実際に試験事業(類似のものを含む。)を実施している者であつて、かつ、当該試験事業に法的責任を持つ法人、又は法人の一部として明確に位置づけられていれば、認定を申請することができます。政府の組織は、政府機関としての地位に基づき法人と見なされます。また、認定を受ける試験事業者の数や申請時期の制限はありません。

認定試験事業者になるためには、必要とされる認定申請書及び添付書類(以下「申請書類」という。)を作成し、IAJapan に申請しなければなりません。IAJapan は、この申請に基づき、書類審査及び現地審査を実施し、評定委員会による評定を経て、トップマネジメントが認定の授与を承認するとともに、認定の決定に係る通知を行います。認定申請の準備から認定を受けるまでの概略は、図 2 のとおりです。





申請及び審査の使用言語は日本語のみとします。事業所で用いるマネジメントシステム文書を日本語以外の言語で作成したときは、日本語の翻訳文書も作成していただき、両方とも提出いただきます。IAJapan 又は審査チームと申請者との連絡、書類審査、現地審査におけるコミュニケーションにおいても同様に日本語のみを使用言語とします。現地審査においては、通常 2 名の通訳を申請者側で手配ください。翻訳、通訳内容についての責任は申請者が有することとなりますのでご注意ください。

## 第 2 節 事前準備

申請試験事業者は、次の要件に適合しなければなりません。認定をスムーズに受けるためには、通常、事前に申請試験事業者による十分な準備が必要となります。

### 1. 試験の技術的能力の証明

申請試験事業者は、認定申請の全ての範囲について、試験を実施する技術的能力がなければなりません。ここで「試験を実施する技術的能力」とは、試験機器、施設等のハード面と技術管理、試験従事者、試験手順等のソフト面について総合的な技術的能力を有していることを言います。

試験の技術的能力の証明の方法としては、結果の妥当性確保として、内部的活動に加えて、外部的活動として IAJapan が別に定める「IAJapan 技能試験及び／又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針(URP33)」に従った技能試験等に参加し、その結果を提出いただきます。

注1) 技能試験に関する情報は、IAJapan Web サイト(ASNITE 技能試験)で提供いたします。

注2) 申請する試験方法の区分によっては、申請した試験方法と類似する方法による技能試験の参加実績がある場合は、その実績を採用する場合があります。詳細は、申請前に IAJapan にご確認ください。

### 2. マネジメントシステムの構築と運営

「ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)」に適合したマネジメントシステムを有することが要求されます。これには、ISO/IEC 17025 等の該当する要求事項が採用されています。

また、マネジメントシステムは適切に文書化され、それに則って運営されなければなりません。マネジメントシステムとは、方針及び目標及びその目標を達成するためのプロセスを確立するために、相互に関連する又は相互に作用する、組織の一連の要素を意味します。申請試験事業者は、申請に際して、申請する試験事業の品質方針、マネジメントシステム、組織、試験方法等を定め、必要な程度まで文書化し、ラボラトリ活動(内部監査、マネジメントレビューを含む)を実施する必要があります。

## 第 3 節 認定の申請

事前準備が完了したら、様式 1a の認定申請書及び申請に必要な書類(以下「添付書類」という。)を添付し、申請してください。必要な提出書類は別表 1 を参照してください。すでに認定を受けている者が、別の試験方法の区分で認定を受けようとする場合は、改めて申請することが必要となります。申請は、試験事業を行う事業者の代表者が行ってください。試験活動を複数の事業所で実施している場合は、ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)の附属書1 マルチサイト事業者の

認定に対する特定要求事項に記載された要求を満たすようにしてください。マルチサイト事業者の申請を行う場合には、事前に IAJapan にご相談ください。

ASNITE 試験方法一覧(TERP32)の表 10 に定める試験区分において、認定区分(カテゴリ、サブカテゴリ、試験技術)と試験規格を固定し、試験項目/試験対象を固定しないフレキシブルスコープ認定を受けることができます。フレキシブルスコープ認定を希望する場合には、「ASNITE 試験事業者の“フレキシブルな認定範囲”適用に係る手続き指針(ENRP42)」を参照し、事前に IAJapan にご相談ください。

また、認定申請書に記載した申請者からの委任状をご提出いただきますと、その範囲において、当該委任を受けた方が手続きを行うことができます(様式7)。

審査の実施にあたって、IAJapan から審査チームに対して、申請書類及び変更の届出書類(第 5 章第 2 節)の電子ファイルを、認定申請審査業務システムや独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)が管理するその他の電子システムなど、情報セキュリティが確保された状態で配布します。

申請の方法は、「認定申請審査業務システム」(以下、「システム」という。)による提出を原則とします。システムによる申請方法は、「認定申請審査業務システム使用マニュアル(ASNITE)(ASRP22S01)」をご参照ください。何らかの理由によりシステムによる申請ができない場合は、IAJapan にご相談ください。

様式ごと、文書ごとに別の電子ファイルとし、ファイル名は様式番号、文書番号+文書名(例: 様式 1-2\_認定申請書別紙.pdf, QM01\_品質マニュアル.pdf, SOP02\_〇〇試験手順.pdf)など分かりやすいものとしてください。

## 第 4 節 手数料

### 1. 審査手数料

(1) 審査手数料は、「認定業務に係る手数料規程」をご参照ください。審査の種類により手数料が異なります。

### (2) 特例措置

ASNITE 試験事業者認定と IAJapan が運営するプログラム他の登録/認定とを同時に申請する場合において、合同で審査を実施できる場合には審査手数料の減額措置があります。詳細は手数料規程をご確認ください。

### 2. その他

手数料の納付については、機構の財務会計部門からご連絡いたしますので、所定の期限内に銀行振り込みにより納めていただきますようお願いいたします。請求書は、原則として電子メールにより送付します。紙の請求書をご希望の場合でも、政府及び機構の方針により、請求書への押印は行っておりません。いったん受理した申請等に係る手数料については、IAJapan の事情により審査を中止する場合を除き、いかなる場合も返金できませんのでご注意ください。

## 第 3 章 認定プロセス

### 第 1 節 概要

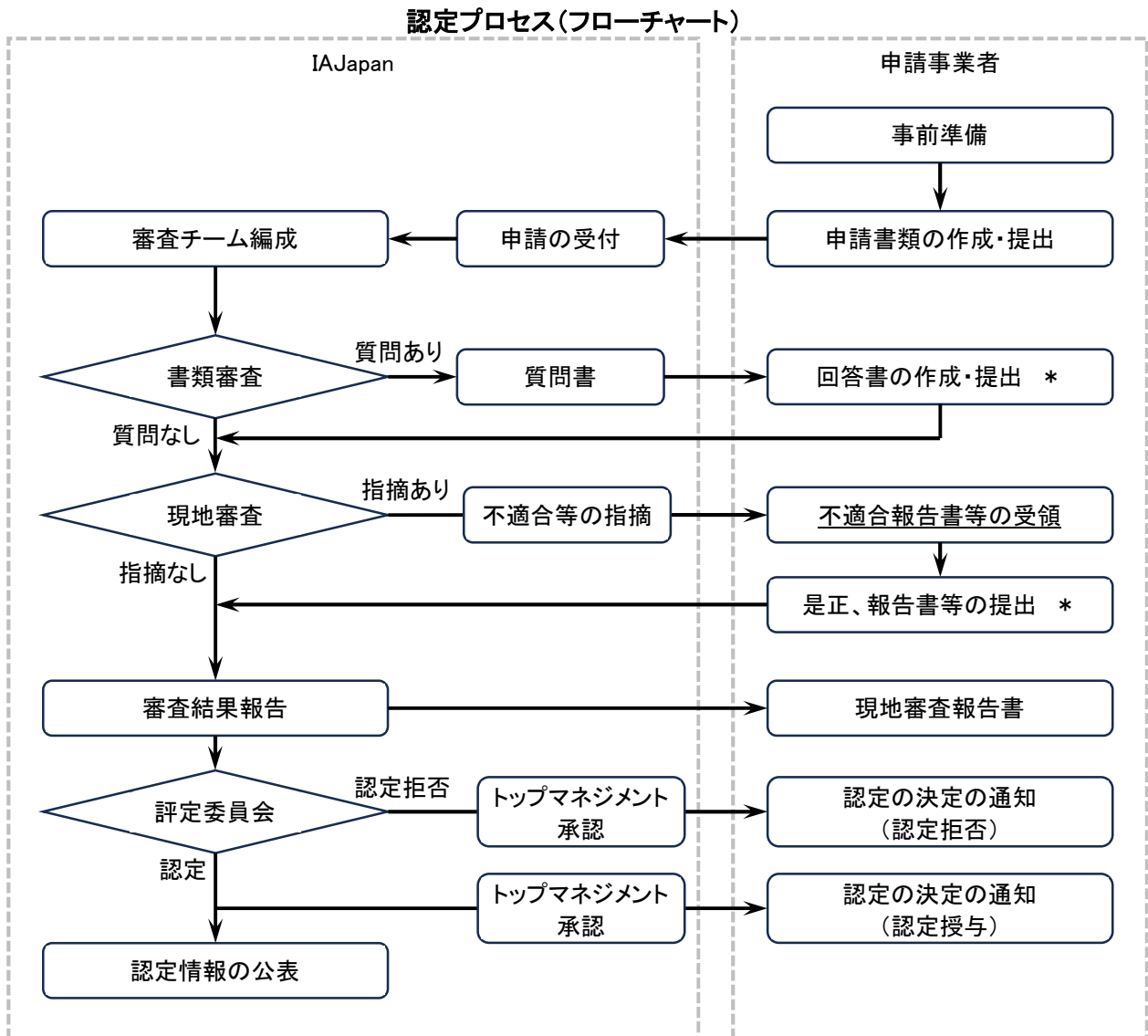
IAJapan は、申請を受理した後、申請試験事業者が認定要求事項に適合しているかを審査します。審査の結果、全ての認定要求事項に適合していると判断された場合にのみ認定が授与されます。審査は、審査チームによって実施されます。まず、審査チームは提出された申請書類に対して書類審査を実施します。その後、試験所に訪問して実施する「現地審査」が実施されます。この際、申請試験事業者は申請範囲内に関して、書類、記録の閲覧や提供、事業区域への立入、職員との面談などの必要な便宜を図り、協力しなければなりません。協力が得られない場合は認定できない場合があります。

審査プロセスにおいて、申請試験事業者からの申し出により、審査手続きを取下げ又は中断することができます。ただし、審査プロセス中の中断は 1 回限りとし、原則 6 か月間を上限とします。

IAJapan に申請書が受理されてから、認定又は認定拒否の通知までの標準処理期間は 150 日で

す。ただし、申請試験事業者／認定試験事業者側の回答等の作成期間、是正処置等の実施期間、IAJapan業務の休日は、標準処理期間の日数から除外されます。

次に認定のプロセスを、順を追って解説します。



\* 回答書又は報告書等の提出期限は「質問書の送付日の翌日または不適合等の説明の日の翌日から起算して原則20営業日以内」とします。(期限を過ぎた場合は、次工程に進みます。)

### 1. 審査チームの編成

IAJapan は、認定申請ごとに申請の試験区分に適した 1 名以上の審査員と、必要に応じて、技術専門家を、予め資格認定された者のリストから選定し、審査チームを編成します。審査チームには、審査の全体に責任を有するチームリーダーが置かれます。審査チームの規模は、申請の範囲等を勘案したものとなります。

審査チームが編成されると、申請試験事業者に審査チームメンバーの氏名と所属が通知されますが、審査チームの編成に対して、審査の公平性を欠くおそれがあるなど正当な理由がある場合には異議を申し立てることができます。

なお、全ての審査員及び技術専門家には審査において得た全ての情報について守秘義務が課せられています。

### 2. 書類審査

審査チームは、提出された書類をもとに ISO/IEC 17025 や一般要求事項等への適合状況、試験実施方法など技術的事項について書面で審査します。

審査チームは、提出書類に対する質問がある場合は質問書を送付しますので、申請試験事業者は質問書の送付日の翌日から起算して 20 営業日以内に書面(回答書)で回答してください。回答に 20 営業日以上を要する正当な理由がある場合には、その計画を書面で回答してください。回答によっては再度質問書を送付する場合があります。いずれの場合も回答書の提出期限は、最初の質問書の送付日の翌日から起算して原則 60 営業日を上限とします。原則として現地審査は、それらの回答が提出された後に実施します。

### 3. 現地審査

現地審査は、試験所の要員へのヒヤリングや試験作業を観察する立会試験等の手法によって、「申請に必要な書類に記載された事項が事実かどうか」、「試験事業に用いる設備・施設等のハード面に問題はないかどうか」及び「試験の技術的能力、マネジメントシステム等のソフト面に問題はないかどうか」を確認します。現地審査の実施に当たっては、予め申請試験事業者と合意の上日程を決定し、審査のスケジュールと共に通知します。申請試験事業者は、審査チームが主要要員と対話できることを確保しなければなりません。現地審査の期間は、申請の範囲によりますが、通常 2 日間程度です。

また、追加の確認が必要と判断した場合には、追加の審査日数に係る手数料を別途請求の上、再度の現地審査を行う場合があります。

現地審査の終了時に、審査チームと申請試験事業者の代表者の双方が審査で確認された不適合、懸念事項又はコメントを文書により説明します。確認された不適合については、その翌日から起算して 20 営業日以内に是正報告書を、懸念事項については同じく 20 営業日以内に回答書を提出してください。不適合に対する是正に 20 営業日以上を要する正当な理由がある場合には、「不適合の是正報告(及び是正計画)書」に是正計画を記載して提出してください。ただし、その場合の是正報告書等の提出期限は、不適合の説明の日の翌日から起算して原則 60 営業日を上限とします。不適合に対する是正処置がとられない場合は認定授与／拒否の決定に進みます。「不適合の是正報告書(及び是正計画)書」、「懸念事項に対する回答書」の様式は、下記 Web サイトからダウンロードできます。

<https://www.nite.go.jp/iajapan/aboutus/johokokai/index.html>

なお、是正の効果及び是正計画の実態を確認する必要がある場合には、再度、現地審査が実施されます。

また、コメントについては是正報告書又は回答書の提出は求められませんが、申請試験事業者による適切な措置が望まれます。

## 第 2 節 認定の決定

全ての審査終了後、審査チームは申請試験事業者による是正処置の結果を含め、審査結果を評定委員会に報告し、評定委員会が審査結果を評定します。評定委員会の評定に基づき、

IAJapan 所長は認定の授与を承認するとともに認定の決定に係る通知を行います(不認定の場合はその旨通知します)。認定情報には、認定試験事業者の名称、認定識別、事業所の名称、試験方法の区分等、申請書に記載された内容が記載されます。この認定情報に記載された内容が認定された範囲となります。

認定試験事業者の認定識別は、認定スキームごとの略号(ASNITE)、0001 から始まる 4 桁の追い番号及び認定された事業の内容を示す付加情報(試験:Testing)の組み合わせになります。一つの事業所に一つの認定識別を付すこととしていますので、同一の事業所で、複数の事業区分の申請や追加申請がある場合であっても、同一の認定識別になります。また、マルチサイト事業者の場合は、認定を取得した全ての事業所が、同一の認定識別になります。

IAJapan は認定と同時に認定情報を IAJapan の Web サイト(ASNITE 認定事業者一覧)で公開します。同 Web サイトで公開している内容が最新の認定情報です。

ASNITE 認定事業者一覧: <https://www.nite.go.jp/iajapan/asnite/lab/index.html>

## 第 4 章 試験事業者の権利と義務

### 第 1 節 試験事業者の権利

#### 1. ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書の発行

認定試験事業者は、試験を行ったときは、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付した日本語又は英語による試験報告書を発行することができます。発行に当たっては、申請時に IAJapan に提出した手順及び様式を用いなければなりません。

#### 2. IAJapan に対する苦情の申立て及び異議の申立て

申請試験事業者及び認定試験事業者は、IAJapan の行う処分、制度の運営などに対して異議の申立て又は苦情の申立てを行うことができます。第 6 章を参照してください。

### 第 2 節 試験事業者の義務

申請試験事業者及び認定試験事業者は、「ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)」に記載した遵守事項を遵守しなければなりません。IAJapan は、認定要求事項を変更する時は、新基準に適合するために必要となる合理的な猶予期間をもって、申請試験事業者及び認定試験事業者にお知らせします。

## 第 5 章 認定の維持のための手続き

### 第 1 節 認定要求事項への継続的な適合

認定試験事業者が認定を維持していくためには、第 4 章第 2 節の義務を遵守し、認定要求事項に継続的に適合して事業を運営しなければなりません。特に以下の点に注意する必要があります。

#### 1. 試験の技術的能力の定期的な確認

認定試験事業者は、継続して認定時の技術能力を維持していなければいけません。このため、事業所の技術的運営において、平素から事業所の技術能力の維持・向上に努めること(内部的活動)が必要です。また、認定試験事業者は、「IAJapan 技能試験及び／又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針(URP33)」に従って、“技能試験参加計画”を作成し、これに従って定期的に技能試験に参加し、満足な結果を納めること(外部的活動)が必要です。

#### 2. マネジメントシステムの適切な運営

認定試験事業者は、適切に文書化したマネジメントシステムに従って、事業を適切に運営しなければいけません。マネジメントシステムの運営に責任を持つ者は、マネジメントシステムが効果的に機能していること、試験サービスの品質が維持されていることを確保するよう常に努める必要があります。

### 第 2 節 認定申請内容変更の届出

認定試験事業者は、別表 1 に定める申請書類(別表 1 の書類のうち、項目 4. 及び項目 12. を除く。)の記載事項に変更が生じた場合は、原則として 30 日以内に様式 2 の認定申請書等変更届に変更が生じた書類を添えて IAJapan に提出しなければいけません。提出が必要となる事例については別表 2 をご参照ください。再認定申請等と同時に変更する場合にも変更届の提出が必要です。

変更内容によっては臨時審査を行う場合がありますので、試験所の移転、試験対象項目の追加、試験方法の変更等をお考えの場合は、事前に IAJapan にご相談ください。既に認定を受けた試験方法の区分内で認定範囲を拡大する場合等、IAJapan が変更届の内容を確認し、受理した後、問題がなければ認定情報の修正を行います。なお、IAJapan が問題ないと判断するまでの間は、新たな試験方法で ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書を発行することはできません。

### 第 3 節 認定の維持に係る審査(サーベイランス審査、再認定審査及び臨時審査)

IAJapan は、認定試験事業者の継続的なマネジメントシステム運営の確認のための定期的なサーベイランス審査及び次の認定周期への移行の可否確認のための再認定審査を実施します。サーベイランス審査では現地審査に代えて遠隔審査を実施する場合があります。認定試験事業者に重大な不適合等が発見された場合は、臨時審査を実施することがあります。

なお、審査(臨時審査を除く。)プロセスにおいて、申請者からの申し出により、その手続きを中断することができます。ただし、審査プロセス中の中断は 1 回限りとし、原則 6 か月間を上限とします。

#### 1. 実施の時期

各審査における現地／遠隔審査の実施時期については、認定スキーム文書(UIF03)の該当する認定スキームをご参照ください。該当するスキームは ASNITE 試験方法区分一覧(TERP32)で確認することができます。なお、実施時期については、IAJapan から事前にご連絡いたします。

#### 2. 申請

サーベイランス審査、再認定審査の申請は ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)を参照してください。臨時審査(抜き打ちで行う場合を除く。)の申請については、IAJapan からの連絡に従ってください。

#### 3. 手数料

再認定審査、サーベイランス審査及び臨時審査の手数料は、手数料規程をご参照ください。

### 第 4 節 区分追加

認定区分を追加する場合は、追加部分の認定申請が必要となります。詳細については IAJapan にご相談ください。

### 第 5 節 事業の承継

認定試験事業者が事業の全部を譲渡したとき、又は認定試験事業者について合併若しくは分割(その届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その事業の全部を譲り受けた者、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、事実を証する書面を添付して変更届を提出してください。

加えて、「認定に関する約款」の内容を理解・承諾した上で、これを遵守することに同意する必要があります。IAJapan から、「認定に関する約款」について連絡の通知がありましたら、これを確認し、同意する旨の書面を提出してください。

### 第 6 節 事業の廃止

認定試験事業者は、認定を受けた事業を全部又は一部廃止するときは、原則として事前に様式 4 の事業廃止届を作成し IAJapan に提出しなければいけません。なお、一部廃止の場合にあっては、一部廃止する範囲を事業廃止届の該当の欄で明示してください。

### 第 7 節 認定の一時停止、取消し及び縮小

IAJapan は、サーベイランス審査、再認定審査又は臨時審査の結果、認定試験事業者が認定要

求事項に対する重要な不適合事項がある場合又は緊急に対応する必要性のある事象が生じた場合は、その重大性を勘案し認定を一時停止することがあります。

また、審査の妨害等を行った場合、認定の規則に従わなかった場合、一時停止中の認定試験事業者が一時停止に係る是正処置を行わなかった場合等においては、認定が取り消されることがあります。認定の一時停止は、認定範囲の全部又は一部に対して、一時的に制限をかけた状態となります。認定の取消しは、全体に対して認定を取り消すこととなり、認定の縮小は、認定範囲の一部を取消すこととなります。なお、マルチサイト事業者の場合は、全ての事業所が対象となることがあります。

認定試験事業者は、当該認定範囲の一時停止、取消し又は縮小を受けた場合は、直ちに当該認定範囲に関する一切の認定の地位の主張及び ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの使用を停止又は中止してください。

## 第 8 節 試験業務報告

IAJapan では認定試験事業者の最新の業務実施状況を把握することを目的とし、前年度の試験事業の実績等の報告をお願いしております。

認定試験事業者は、4 月末を目処に前年度(前年 4 月から当年 3 月まで)の実績について、様式 5 試験事業に係る報告を IAJapan にご提出ください。

## 第 6 章 苦情の申立て又は異議申立て

苦情の申立て又は異議申立ては、IAJapan で受付けています。苦情の申立ては誤解の防止のためできるだけ書面で行ってください。異議申立ては書面によって申し出てください。苦情又は異議は IAJapan の Web サイト(公開情報)で公開する「苦情・異議申立て処理規程(URP30)」に従って処理されます。

苦情又は異議申立ては以下のように定義分類されます。

1. 苦情： 人又は組織が回答を期待して行う不満の表明で、異議申立て以外のもの。
2. 異議申立て： 希望する認定の地位に関して、不利な認定の決定を再度考慮するよう申請又は認定試験事業者が行う文書による要請。

### 附則

この文書は、平成 25 年 6 月 20 日から適用する。

### 附則

1. 本手引きは、平成 26 年 12 月 1 日より規程管理規程の適用対象外とする。
2. 本手引きは、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

### 附則

1. 本手引きは、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

### 附則

1. 本手引きは、平成 28 年 9 月 29 日から適用する。

### 附則

1. 本要求事項は、平成 30 年 11 月 30 日から適用する。
2. 認定の審査基準が ISO/IEC 17025:2005 の場合においては、なお、従前のおりとする。

### 附則

1. 本手引きは、2019 年 7 月 1 日から適用する。
2. 認定の審査基準が ISO/IEC 17025:2005 の場合においては、なお、従前のおりとする。

**附則**

1. 本手引きは 2020 年 3 月 19 日から適用する。

**附則**

1. 本手引きは 2020 年 5 月 1 日から適用する。

**附則**

1. 本手引きは 2020 年 10 月 9 日から適用する。

**附則**

1. 本手引きは 2021 年 1 月 1 日から適用する。

**附則**

1. 本手引きは 2021 年 7 月 2 日から適用する。

**附則**

1. 本手引きは 2024 年 8 月 13 日から適用する。

**附則**

1. 本手引きは 2026 年 4 月 1 日から適用する。

別表1 申請書類

申請資料		新規	サーベイ ランス	再 認定	
項目	資料等				
1. 認定申請書	<input type="checkbox"/> ASNITE認定申請書(様式1a、様式1-2)	○	二	二	
	<input type="checkbox"/> ASNITEサーベイランス申請書 (様式4a、様式1-2)	二	○	二	
	<input type="checkbox"/> ASNITE再認定申請書(様式1b、様式1-2)	二	二	○	
2. 登記事項証明書又はこれに準ずるもの	これらのうちのいずれか	○	△	○	
	<input type="checkbox"/> gBizINFO(注1)において法人番号、法人名、本社所在地、代表者名が確認できるときは法人プロフィール画面からダウンロードしたPDF。確認できないときは全部事項証明書。				
	<input type="checkbox"/> 公的機関の場合は組織規程、設置規程などの組織を証明する書類の写し。				
	<input type="checkbox"/> 外国試験事業者の場合は所属国が発行した登記事項証明書に類する書類。				
3. 特定要求事項の誓約について	<input type="checkbox"/> エネルギースタープログラムに係るASNITEの遵守事項の誓約について(エネルギースター認定プログラムに係る申請試験事業者のみ) 注2	○	二	二	
4. 試験の事業の概要及び業務の実績	<input type="checkbox"/> 試験の事業の概要を示す資料(パンフレット等でもよい)	○	○ 注3	○ 注3	
	<input type="checkbox"/> 試験の業務の実績(過去1年間の実績) (様式1-4)				
5. 試験事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項	<input type="checkbox"/> 試験事業以外の事業の種類及び概要を示す資料(パンフレット等でもよい)	○	△	○	
	<input type="checkbox"/> 試験所の組織的位置付けを含む全体の組織図 (様式1-5)				
6. 試験事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別	<input type="checkbox"/> 試験に用いる器具、機械、装置類の一覧(様式1-6)	○	△	○	
7. 試験の事業を行う施設の概要	<input type="checkbox"/> 試験所の配置図(様式1-7)	○	△	○	
	<input type="checkbox"/> 試験室等の機器の配置図(様式1-8)				
8. 試験の事業を行う組織に関する事項	<input type="checkbox"/> 試験所の組織図(様式1-9)	○	△	○	
	<input type="checkbox"/> 主要職員名簿(様式1-10)				
9. 試験の事業の実施の方法に関する事項	<input type="checkbox"/> マネジメントシステム文書一覧(様式1-11)	○	△	○	
	<input type="checkbox"/> マネジメントシステム文書のコピー				
	<input type="checkbox"/> 不確かさの評価結果				
	<input type="checkbox"/> 認定後に発行するILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書の様式				
10. 試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績	<input type="checkbox"/> 試験方法ごとの試験従事者の氏名及び経験(様式1-12)	○	△	○	
11. 認定申請に関する連絡先担当者等	<input type="checkbox"/> 認定申請に関する連絡先担当者等(様式1-13)	○	△	○	
12. 技能試験に関する資料	<input type="checkbox"/> 技能試験参加計画	○	○	○	
	<input type="checkbox"/> 技能試験の結果を示す資料又はその写し(技能試験に参加した場合)				

○: 必要です。変更がある場合は様式2も提出してください。

△: 原則として不要ですが、変更がある場合は様式2とともにご提出ください。

二: 不要です。

(注1) gBizINFO: <https://info.gbiz.go.jp/>

(注2) IAJapan Webサイト(ASNITE公表文書)で公表する「ASNITE試験事業者－エネルギースタープログラムに係る認定の特定要求事項(TCRP41)」に様式があります。

(注3) サーベイランス審査、再認定審査では様式1-4に申請年度の4月から申請前月までの実績を記載してご提出ください。試験の事業の概要を示す資料は提出不要です。

別表 2 認定申請内容等変更届に係る例

変更内容	申請時の提出書類	変更届が必要な例	軽微な変更内容の例(注1)
試験の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項	試験事業以外の事業の種類及び概要を示す書類(パンフレット等でもよい)	①定款の事業内容が変更 ②寄付行為の事業内容が変更	定款又は寄付行為等の変更を伴わない変更
	試験所の組織的位置付けを含む全体の組織図(様式 1-5)	試験事業者の全体組織図の変更	試験の事業に関係のない部署の名称変更等
試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別	試験に用いる器具、機械、装置類の一覧(様式 1-6)	①機器等数量の増減 ②性能の異なる機器の更新 ③右記以外の所在場所の変更 ④所有・借入れの変更	試験事業に影響がない変更(注2)
試験の事業を行う施設の概要	(1)試験所の配置図(様式 1-7)	①同一敷地内における試験施設の移転 ②試験施設(建屋)の増減	試験施設の名称変更等、配置図に変更がない場合
	(2)試験室等の機器の配置図(様式 1-8)	①(1)の変更時 ②試験室の増減	試験室内における機器等のレイアウト 変更(注2)
	(3)認定申請書「常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無」	①常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無の変更 ②(レンタルラボの場合)賃貸契約内容の変更	
試験の事業を行う組織に関する事項	(1)認定申請書「認定を受けようとする事業所(試験所)の名称、所在地(郵便番号)、電話番号」	主たる事業所以外で試験活動を行う事業所の追加・変更	
	(2)試験所の組織図(様式 1-9)	試験所組織図の変更	
	(3)主要職員名簿(様式 1-10)	ラボラトリマネジメント、技術管理要員、品質管理要員、署名・記名押印者、代理者、連絡担当者の変更	左記以外の職員の変更
試験の事業の実施の方法に関する事項	マネジメントシステム文書一覧表(様式 1-11)	マネジメントシステム文書の改正、追加又は削除	
	マネジメントシステム文書のコピー	マネジメントシステム文書の改正又は追加	左記のうち、実質的な改正でない場合
	認定後に発行する認定シンボルを付した試験報告書の様式	試験報告書の様式の記載内容の変更	
試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績	試験方法ごとに試験従事者の氏名及び経歴(様式 1-12)	試験従事者の変更	
認定申請に関する連絡先担当者等	認定申請に関する連絡先担当者等(様式 1-13)	認定申請に関する連絡先担当者等の変更	
認定範囲の試験方法	認定(再認定)申請書別紙(様式 1-2)	認定範囲の試験方法規格の変更	

注1)軽微な変更内容については、その都度変更届を提出せず、再認定及びサーベイランス審査申請時に最新内容の書類として提出することができます。

注2)試験事業に影響がない試験装置・機器の変更として、別の試験室への移動、試験室内のレイアウト変更等があるが、「電子式非自動はかり」、「恒温恒湿槽」等、試験装置・機器によっては試験事業に影響を与える可能性があることから、注意が必要です。

## TERP22 ASNITE 試験事業者認定の取得と維持のための手引き: 様式集

用紙の大きさは、原則として日本産業規格に定める A 列 4 番としてください。JNLA との合同審査を希望され、かつ内容が同一であれば、各様式名に記された JNLA の様式で代用可能です。JNLA 書式で代用した場合でもファイル名は「様式 1-● (文書名)」として認定申請審査業務システムの ASNITE 案件ファイルにアップロードをお願いします。

- (様式 1a) ASNITE 認定申請書
- (様式 1b) ASNITE 再認定申請書
- (様式 1-2a) ASNITE 認定(再認定)申請書別紙  
ASNITE 試験方法区分一覧の分類 1 から 9(旧 ASNITE 試験事業者)用
- (様式 1-2b) ASNITE 認定(再認定)申請書別紙  
ASNITE 試験方法区分一覧の分類 10(旧 ASNITE 試験事業者(環境))用
- (様式 1-4) 試験事業の実績 [JNLA 様式 4]
- (様式 1-5) 試験所の組織的位置付けを含む全体の組織図 [JNLA 様式 5]
- (様式 1-6) 試験に用いる器具、機械又は装置類の一覧 [JNLA 様式 6]
- (様式 1-7) 試験所の配置図 [JNLA 様式 7]
- (様式 1-8) 試験室等の機器の配置図 [JNLA 様式 8]
- (様式 1-9) 試験所の組織図 [JNLA 様式 9]
- (様式 1-10) 主要職員名簿 [JNLA 様式 10]
- (様式 1-11) マネジメントシステム文書一覧 [JNLA 様式 11]
- (様式 1-12) 試験方法ごとの試験従事者の氏名及び経験 [JNLA 様式 12]
- (様式 1-13) 認定申請に関する連絡先担当者等
- (様式 2) ASNITE 認定申請書等変更届
- (様式 3a) ASNITE 認定申請中断願
- (様式 3b) ASNITE 認定申請中断復活願
- (様式 3c) ASNITE 認定申請取下げ願
- (様式 4a) ASNITE サーベイランス審査申請書
- (様式 4b) ASNITE 臨時審査申請書
- (様式 5) ASNITE 試験事業者の事業廃止届
- (様式 6) ASNITE 試験事業に係る報告事項
- (様式 7) 委任状

(試験事業者 様式 1a) ASNITE 認定申請書

## ASNITE 認定申請書

2025 年 3 月 1 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
適合性評価推進センター認定センター  
 認定統括官 あて

住所 東京都渋谷区東原一丁目 3 番 1 号  
 申請者の名称 株式会社製品試験センター  
 代表者の氏名 代表取締役社長 独法 太郎

試験事業に対する製品評価技術基盤機構認定制度の認定を受けたいので、別紙資料を添えて申請します。

また、「認定に関する約款」の内容を理解・承諾した上で、これを遵守することに同意します。

## 記

## 1. 認定(再認定)を受けようとする試験方法の区分

別紙のとおり

## 2. 認定(再認定)を受けようとする事業所(試験所)の名称、所在地(郵便番号)、電話番号、実施する業務

この欄に記載された内容はそのまま認定情報に反映されます

## (1) 認定(再認定)を受けようとする事業所(主たる事業所)

名称ふりがな	かぶしきがいしゃせいひんしけんせんたー つくばしけんじょ
名称	株式会社製品試験センター つくば試験所
英文名称	Tsukuba Laboratory, Seihin Shiken Center Co., Ltd.
所在地ふりがな	いばらきけんつくばしまつその1ちょうめ3ばん1ごう
所在地(郵便番号)	305-0000 茨城県つくば市松園一丁目 3 番 1 号
英文所在地	1-3-1 Matsusono, Tsukuba-shi, Ibaraki, 305-0000 JAPAN
電話番号	029-861-0000
実施する業務	マネジメントシステム管理、顧客対応、依頼受付、サンプリング、 試料保管、分析試験、結果の妥当性確認、試験報告書の発行
マネジメントシステムに関する要求事項	<input checked="" type="checkbox"/> 選択肢 A <input type="checkbox"/> 選択肢 B (いずれかにチェックを入れてください)

## (2) 関連する事業所

名称ふりがな	該当なし
名称	

英文名称	
所在地ふりがな	
所在地(郵便番号)	
英文所在地	
電話番号	
実施する業務	

### 3. 常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無

該当無し

1. 「認定(再認定)を受けようとする試験方法の区分」  
「別紙のとおり」と記載し、様式 1-2 に試験事業を実施する事業所(常設試験施設)ごとに「ASNITE 試験事業者認定区分一覧」(TERP32)に規定する認定区分を記載ください。なお、事業所が複数あるマルチサイト事業者の場合は、事業所ごとに様式 1-2 の表を作成ください。
2. 「認定(再認定)を受けようとする事業所(主たる事業所)」  
マネジメントシステムを統括する事業所を主たる事業所として記載ください。なお、主たる事業所において試験業務を実施しない場合は、様式 1-2 に主たる事業所で行う業務の概要を記載ください。
3. 「関連する事業所」(マルチサイト)  
主たる事業所以外の試験事業を行う全ての事業所を記載してください。関連する事業所が複数ある場合は、記載欄を追加してください。  
なお、関連する事業所が無い場合は、「該当なし」と記載ください。
4. 「常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無」  
現地試験を行う場合は「現地試験」と記入してください。レンタルラボにおいて試験を行う場合は、「レンタルラボ」と記載し、その賃貸人及びレンタルラボの所在地を記載してください。  
なお、そのいずれも実施しない場合は「該当なし」と記載してください。
5. 区分追加を申請又は関連する事業所を追加する場合の記載事項について  
区分追加申請を行う場合は、どの事業所で区分追加を希望するか、記載してください。また、関連する事業所の追加を申請する場合は、認定申請書には追加する事業所のみを記載してください。別紙の申請区分は、事業所ごとに記載してください。なお、関連する事業所の認定を受けていて、区分追加する事業所が主たる事業所のみ場合は、認定申請書 2.(2)の関連する事業所欄は不要です。
6. IAJapan の Web サイトにて公表する「認定に関する約款」に同意いただいた上で、「認定(再認定)申請書」(様式19)を提出してください。

## (試験事業者 様式 1b) ASNITE 再認定申請書

## ASNITE 再認定申請書

2025 年 3 月 1 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
 適合性評価推進センター認定センター  
 認定統括官 あて

住所 東京都渋谷区東原一丁目 3 番 1 号  
 申請者の名称 株式会社製品試験センター  
 代表者の氏名 代表取締役社長 独法 太郎

試験事業に対する製品評価技術基盤機構認定制度の再認定を受けたいので、別紙資料を添えて申請します。

また、「認定に関する約款」の内容を理解・承諾した上で、これを遵守することに同意します。

## 記

## 1. 認定(再認定)を受けようとする試験方法の区分

別紙のとおり

2. 認定(再認定)を受けようとする事業所(試験所)の名称、所在地(郵便番号)、電話番号、実施する業務、認定識別、認定の有効期限及び前回の現地／遠隔審査日  
 この欄に記載された内容はそのまま認定情報に反映されます

## (1) 認定(再認定)を受けようとする事業所(主たる事業所)

名称ふりがな	かぶしきがいしゃせいひんしけんせんたー つくばしけんじょ
名称	株式会社製品試験センター つくば試験所
英文名称	Tsukuba Laboratory, Seihin Shiken Center Co., Ltd.
所在地ふりがな	いばらきけんつくばしまつその1ちょうめ3ばん1ごう
所在地(郵便番号)	305-0000 茨城県つくば市松園一丁目 3 番 1 号
英文所在地	1-3-1 Matsusono, Tsukuba-shi, Ibaraki, 305-0000 JAPAN
電話番号	029-861-0000
実施する業務	マネジメントシステム管理、顧客対応、依頼受付、サンプリング、 試料保管、分析試験、結果の妥当性確認、試験報告書の発行
マネジメントシステムに関する要求事項	<input checked="" type="checkbox"/> 選択肢 A <input type="checkbox"/> 選択肢 B (いずれかにチェックを入れてください)
認定識別	ASNITE 0000 Testing
認定の有効期限	2025 年 9 月 3 日
前回の審査日	2023 年 6 月 13 日、14 日

## (2) 関連する事業所

名称ふりがな	該当なし
名称	
英文名称	
所在地ふりがな	
所在地(郵便番号)	
英文所在地	
電話番号	
実施する業務	

## 3. 常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無

該当無し

1. 「認定(再認定)を受けようとする試験方法の区分」  
「別紙のとおり」と記載し、様式 1-2 に試験事業を実施する事業所(常設試験施設)ごとに「ASNITE 試験事業者認定区分一覧」(TERP32)に規定する認定区分を記載ください。なお、事業所が複数あるマルチサイト事業者の場合は、事業所ごとに様式 1-2 の表を作成ください。
2. 「認定(再認定)を受けようとする事業所(主たる事業所)」  
マネジメントシステムを統括する事業所を主たる事業所として記載ください。なお、主たる事業において試験業務を実施しない場合は、様式 1-2 に主たる事業所で行う業務の概要を記載ください。
3. 「関連する事業所」(マルチサイト)  
主たる事業所以外の試験事業を行う全ての事業所を記載してください。関連する事業所が複数ある場合は、記載欄を追加してください。  
なお、関連する事業所が無い場合は、「該当なし」と記載ください。
4. 「常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無」  
現地試験を行う場合は「現地試験」と記入してください。レンタルラボにおいて試験を行う場合は、「レンタルラボ」と記載し、その賃貸人及びレンタルラボの所在地を記載してください。  
なお、そのいずれも実施しない場合は「該当なし」と記載してください。
5. 区分追加を申請又は関連する事業所を追加する場合の記載事項について  
区分追加申請を行う場合は、どの事業所で区分追加を希望するか、記載してください。また、関連する事業所の追加を申請する場合は、認定申請書には追加する事業所のみを記載してください。別紙の申請区分は、事業所ごとに記載してください。なお、関連する事業所の認定を受けていて、区分追加する事業所が主たる事業所のみ場合は、認定申請書 2.(2)の関連する事業所欄は不要です。
6. IAJapan の Web サイトにて公表する「認定に関する約款」に同意いただいた上で、「認定(再認定)申請書」(様式 19)を提出してください。

(試験事業者 様式 1-2a) 認定(再認定)申請書別紙  
 ASNITE 試験方法区分一覧の分類 1 から 9(旧 ASNITE 試験事業者)用

認定(再認定)を受けようとする試験の範囲

事業所の名称:  
 常設試験施設で行う試験

試験する材料又は製品	試験の種類 (試験方法の区分の名称)	構成要素、 パラメータ又は 特性	試験方法	特記事項
(記載例)			版、改正年の情報ご記入ください。	
普通電力量計及び精密電力量計(電子式)	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 681 条又は第 725 条で規定する電気的性能等の試験	電気的性能	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 725 条で規定する JIS C1271-2 に定める電気的性能、影響又は妨害の試験方法 JIS C1271-2 7.2.1、7.2.2、7.2.3、7.2.4、7.2.5、7.2.6、7.3.1、7.3.2、7.3.3、7.3.4、7.3.5、7.3.7、7.3.8、7.3.9、7.3.10、7.3.11、7.3.12、7.3.13、7.3.14.1、7.3.14.2、7.3.15、7.3.16、7.4.2、7.4.3、7.4.4、7.4.5、7.4.6、7.4.7、7.4.9 及び 7.4.10	—
電気製品	耐久性・耐食性試験	振動	IEC 60068-2-6:2007	—
パワーコンディショナ	系統連系における電気品質試験	電圧及び電流	タイ PEA B.E.2559(2016)※1 Attachment 6 3.1、3.2 及び 3.3 タイ MEA Grid-connected Inverter Regulation(2015)※2 4.3.1、4.3.2 及び 4.3.3	枠外に記載
繊維製品	繊維製品の抗ウイルス性試験	抗ウイルス活性	ISO 18184:2019	※3

- ※1 タイ PEA(Provincial Electricity Authority:タイ地方配電公社)が公表している試験方法。  
 ・タイ PEA B.E.2559(2016): Provincial Electricity Authority on Requirement of Power Network System Interconnection Code
- ※2 タイ MEA(Metropolitan Electricity Authority:タイ首都圏配電公社)が公表している Grid-connected Inverter Regulation の試験方法。
- ※3 試験に用いるウイルスはバイオセーフティレベル 2 の施設で取り扱えるものに限る。

現地試験

試験する材料又は製品	試験の種類 (試験方法の区分の名称)	構成要素、 パラメータ又は 特性	試験方法	特記事項


レンタルラボで行う試験

試験する材料又は製品	試験の種類 (試験方法の区分の名称)	構成要素、パラメータ又は特性	試験方法	特記事項

1. 「事業所の名称」には、認定を受けようとする試験を実施する事業所の名称を記載してください。複数の事業所で試験を実施する場合は、事業所毎に記載してください。
2. 「常設試験施設で行う試験」、「現地試験」又は「レンタルラボで行う試験」毎の記載において、該当する試験がない場合は表を削除してください。
3. TERP32 最新版記載の「試験対象」を記載してください。
4. TERP32 最新版記載の「試験方法の区分の名称」を記載してください。
5. 試験する構成要素、パラメータ又は特性を記載してください。
6. TERP32 最新版記載の「試験方法」を記載してください。試験規格の版も記載してください。
7. 試験に用いる技法、方法及び／又は機器について、補足が必要な場合、記載してください。
8. 施設、設備等の制約により試験に制約が生じる場合には特記事項に記載してください。例：試験に用いるウイルスはバイオセーフティレベル 2 の施設で取り扱えるものに限る。

(試験事業者 様式 1-2b) ASNITE 認定(再認定)申請書別紙  
ASNITE 試験方法区分一覧の分類 10(旧 ASNITE 試験事業者(環境))用

認定(再認定)を受けようとする試験の範囲

(1) 常設試験施設で行う試験

事業所の名称: つくば試験所

認定区分			試験項目/ 試験対象	試験規格番号
カテゴリー	サブカテゴリー	試験技術		
(記載例)			サンプリングの有無をご記入ください	版、改正年の情報をご記入ください。  例: ISO 17855-2:2016 JSWAS K-1:2010
1.環境	10.大気	E.05 GC/MS	ダイオキシン類/環境大気(サンプリングを含む)	ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル(令和4年環境省) JIS K 0311
2.化学製品	50.水	A.04 ICP/MS	カドミウム及びその化合物/水道水(サンプリングを含む)	平成15年厚生労働省告示第261号(改正令和7年環境省告示第25号)別表第6
2.化学製品	50.水	E.05 GC/MS	VOC 5項目*1/水道水(サンプリングを含む)	平成15年厚生労働省通知健水発第1010001号(改正令和6年健生水発0321第1号)別添4別添方法1

\*1 1,2-ジクロロエチレン、トルエン、1,1,1-トリクロロエタン、メチル-tert-ブチルエーテル、1,1-ジクロロエチレン

(2) 現地試験

認定区分			試験項目/ 試験対象	試験規格番号
カテゴリー	サブカテゴリー	試験技術		

(3) レンタルラボで行う試験

認定区分	試験項目/ 試験対象	試験規格番号

カテゴリー	サブカテゴリー	試験技術	試験対象	







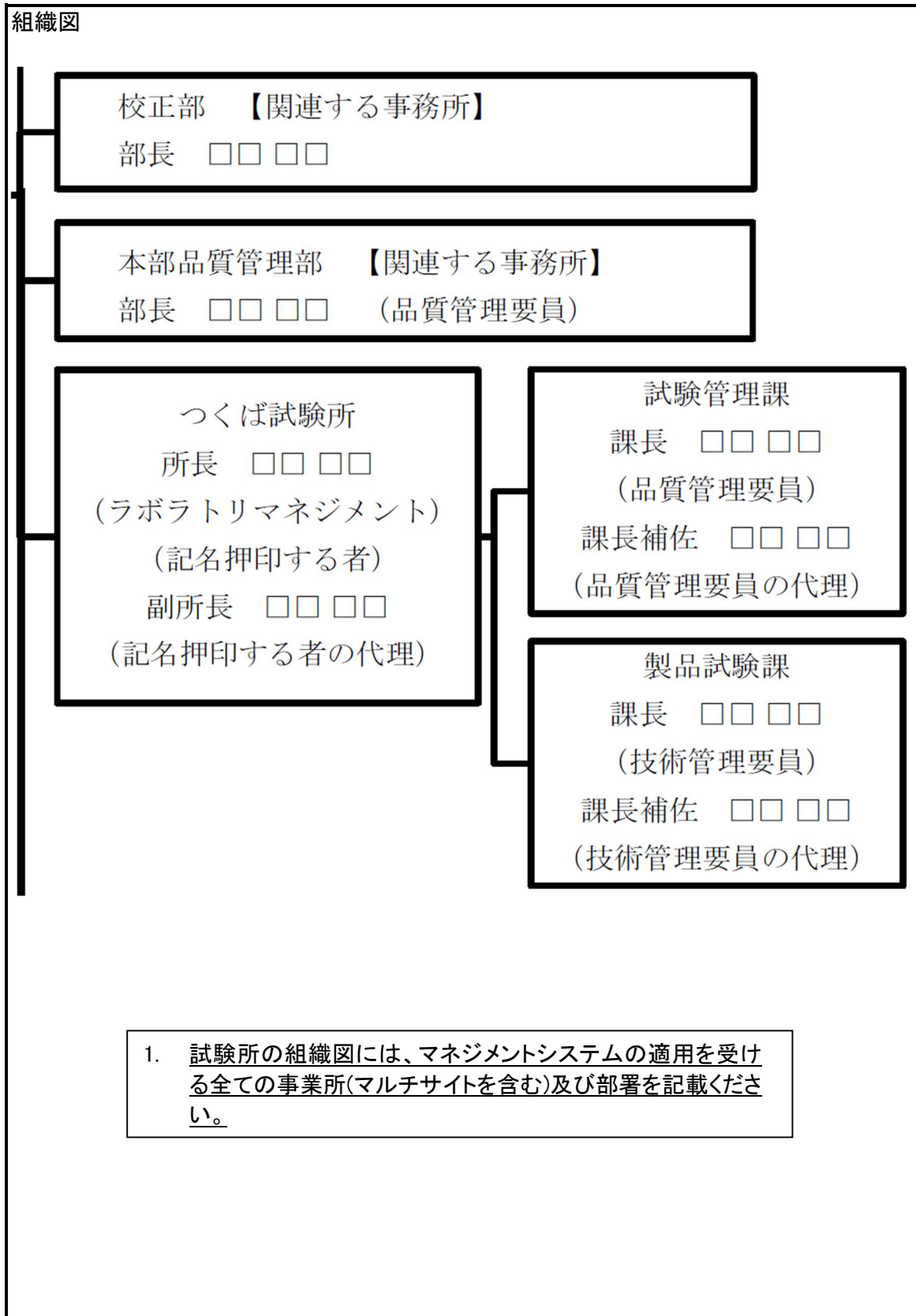
(試験事業者 様式 1-7) 試験所の配置図

事業所の名称	つくば試験所	
<div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 50px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 つくば試験所             </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <span>□□街道(県道□□号線)</span> <span>□□交差点</span> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center; margin-right: 20px;">                 N  </div> <div style="text-align: center;">                 つくば市立□□小学校             </div> </div>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 20px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「事業所の名称」には、認定を受けようとする試験を実施する事業所の名称を記載してください。複数の事業所で試験を実施する場合は、事業所毎に記載してください。</li> <li>2. 現地試験又はレンタルラボでの試験を行う場合は、「現地試験/レンタルラボでの試験のため該当せず。(該当を選択)」と記載してください。ただし、レンタルラボでの試験で利用する施設が限定されている場合は、「試験所の配置図」を記載してください。また、レンタルラボである旨、賃貸人、所在地も記載してください。</li> </ol> </div>		

## (試験事業者 様式 1-8) 試験室等の機器の配置図

区分の名称	ダイオキシン
試験室名	第1試験室(つくば試験所1階)
<p>1. 機器の配置図は、様式 1-6 の試験に用いる器具、機械又は装置類の一覧中の図中欄の番号/記号により識別して記載してください。</p> <p>2. 「区分の名称」には、認定区分又は当該試験の一般的な呼称を記載ください。(例:〇〇試験)</p> <p>3. 現地試験又はレンタルラボでの試験を行う場合は、同じ試験環境条件を適用する認定区分毎に現地施設に対する要求仕様を記載してください。(例:〇〇試験 現地施設に対する要求仕様:温度 20 °C±2 °C、相対湿度:70 %以下で管理された施設であること。) ただし、レンタルラボでの試験で利用する施設が限定されている場合、可能な範囲で「試験室等の機器の配置図」を記載してください。</p>	

(試験事業者 様式 1-9) 試験所の組織図



## (試験事業者 様式 1-10) 主要職員名簿

ラボラトリマネジメント	
氏名	□□ □□
職名	つくば試験所 所長
関連する経験	2021年～ つくば試験所 所長
技術管理要員	
氏名	□□ □□
職名	つくば試験所 製品試験課 課長
関連する経験	2013年～2014年 本部企画管理部 2015年～2020年 大阪試験所 試験管理課 2021年～ つくば試験所 製品試験課 課長
技術管理要員の代理	
氏名	□□ □□
職名	つくば試験所 製品試験課 課長
関連する経験	2013年～2014年 本部企画管理部 2015年～2020年 大阪試験所 試験管理課 2021年～ つくば試験所 製品試験課 課長
品質管理要員	
氏名	□□ □□
職名	つくば試験所 製品試験課 課長補佐
関連する経験	2008年～2014年 大阪試験所 2015年～2017年 本部品質管理部 2021年～ つくば試験所 製品試験課 課長補佐
品質管理要員の代理	
氏名	□□ □□
職名	つくば試験所 製品試験課 課長補佐
関連する経験	2008年～2014年 大阪試験所 2015年～2017年 本部品質管理部 2021年～ つくば試験所 製品試験課 課長補佐
署名又は記名押印する者	
氏名	□□ □□
職名	つくば試験所 所長
関連する経験	2021年～ つくば試験所 所長

署名又は記名押印する者の代理	
氏 名	□□ □□
職 名	つくば試験所 副所長
関連する経験	1996年～ つくば試験所 ほか 2004年～2018年 本部企画管理部 2019年～ つくば試験所 副所長

※複数の責任者を指名している場合は欄を追加して記載ください。





## (試験事業者 様式 1-13) 認定申請に関する連絡先担当者等

2025年3月1日

認定申請に関する連絡先担当者(必要な場合、認定後の連絡先担当者)及び認定された後のASNITE 試験事業者一覧表等で公表を希望する認定事業所(試験所)は次のとおりです。

## (1) 認定申請に関する連絡先担当者

連絡先担当者	部署名	つくば試験所 製品試験課
	氏名	□□ □□
電話		029-861-0000
FAX		029-861-0001
E-mail		□□@〇〇.co.jp

## (2) 審査手数料請求書の送付先

連絡先担当者	部署名	同上
	氏名	
請求書の形式		PDF を電子メールで送付 ・ 紙面(押印無し)を郵送
電話		
FAX		
E-mail		
所在地(郵便番号)		

## (3) 認定後の連絡先担当者(上記(1)と異なる場合に記入)

連絡先担当者	部署名	同上
	氏名	
電話		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>公表を希望しない項目は該当する欄にその旨記入して提出してください。</u></li> <li>2. <u>異動等により担当者に変更があった場合は届け出てください。</u></li> </ol>
FAX		
E-mail		

## (4) 認定された後のASNITE 試験事業者一覧表等で公表を希望する認定試験所の問い合わせ窓口

せ問 窓い 口合 わ	事業者名、事業所名(試験所名)の和文	株式会社製品試験センター つくば試験所
	事業者名、事業所名(試験所名)の英文	Tsukuba Laboratory, Seihin Shiken Center Co., Ltd.
電話		029-861-0000
FAX		029-861-0001
E-mail		□□@〇〇.co.jp

(試験事業者 様式 2) ASNITE 認定申請書等変更届

ASNITE 認定申請書等変更届

2025 年 3 月 1 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
適合性評価推進センター認定センター  
認定統括官 あて

住所 東京都渋谷区東原一丁目 3 番 1 号  
名称 株式会社製品試験センター  
代表者の氏名 代表取締役 独法 太郎

下記のとおり、製品評価技術基盤機構認定制度の認定の申請資料記載事項に変更がありましたので、届け出ます。

記

1. 変更事項が生じた試験事業者の概要  
認定識別: ASNITE 0000 Testing  
適合性評価機関の名称: 株式会社製品試験センター つくば試験所
2. 変更が生じた事項  
様式 1-2  
様式 1-11  
試験手順書(SOP-01)
3. 変更の事由  
規格が改正されたことによる

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 1. の変更事項が生じた試験事業者の概要には、認定識別(認定試験事業者の場合に記入)、認定申請されている事業所、認定申請範囲(様式 1-2 を添付でも可)を記載ください。</li><li>2. 変更が生じた事項には変更した(する)日付を付記してください。また、変更が生じた事項及び変更の事由の記載に当たっては、変更事項が複数ある場合には枝番を付し、変更の事由と整合させてください。</li><li>3. 変更後の関係資料を一緒に提出してください。</li><li>4. 複数の認定スキームについて認定を受けている事業者にあつては、認定スキームごとに変更届を提出してください。ただし、マネジメントシステム文書等複数の認定スキームにわたって運用されている規程類の提出については省略できる場合がありますので、IAJapan にご相談ください。</li></ol> |
|---|

(試験事業者 様式 3a) ASNITE 認定申請中断願

ASNITE 認定申請中断願

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
適合性評価推進センター認定センター  
認定統括官 あて

住所  
申請者の名称  
代表者の氏名

年 月 日付で申請いたしました認定(再認定)申請について、下記の理由及び期間について認定(再認定)審査を一時中断するための中断願を提出します。なお、審査の再開につきましては、再度、認定審査復活願を提出することを申し添えます。

記

1. 認定を受けようとする事業所名

2. 中断理由

3. 中断期間

年 月 日から 年 月 日までを予定

(試験事業者 様式 3b) ASNITE 認定申請中断復活願

ASNITE 認定申請中断復活願

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
適合性評価推進センター認定センター  
認定統括官 あて

住所  
申請者の名称  
代表者の氏名

年 月 日付け認定申請中断願により認定申請手続きの中断を行いましたが、中断理由が消滅したことにより申請手続きを復活します。

記

1. 認定を受けようとする事業所名

2. 復活する日

年 月 日

(試験事業者 様式 3c) ASNITE 認定申請取下げ願

ASNITE 認定申請取下げ願

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
適合性評価推進センター認定センター  
認定統括官 あて

住所  
申請者の名称  
代表者の氏名

年 月 日付で申請いたしました認定(再認定)申請について、下記の理由により申請の取下げ願を提出します。

記

1. 認定を受けようとする事業所名

2. 取下げの理由

(試験事業者 様式 4a) ASNITE サーベイランス審査申請書

ASNITE サーベイランス審査申請書

2023 年 2 月 1 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
適合性評価推進センター認定センター  
認定統括官 あて

住所 東京都渋谷区東原一丁目 3 番 1 号  
申請者の名称 株式会社製品試験センター  
代表者の氏名 代表取締役 独法 太郎

下記の認定について、サーベイランス審査を申し込みます。またサーベイランス審査受入れに当たっては必要な協力と便宜を図ることを確認します。

また、「認定に関する約款」の内容を理解・承諾した上で、これを遵守することに同意します。

記

1. 認定事業所の名称及び所在地  
株式会社製品試験センター つくば試験所  
茨城県つくば市松園一丁目 3 番 1 号
2. 認定識別  
ASNITE 0000 Testing
3. サーベイランス審査を受ける認定区分  
別紙の通り
4. 認定の有効期限  
2025 年 9 月 3 日
5. 前回の現地／遠隔審査日  
2021 年 6 月 19 日、20 日

(試験事業者 様式 4a) ASNITE 臨時審査申請書

ASNITE 臨時審査申請書

2022 年 3 月 1 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
適合性評価推進センター認定センター  
認定統括官 あて

住所 東京都渋谷区東原一丁目 3 番 1 号  
申請者の名称 株式会社製品試験センター  
代表者の氏名 代表取締役 独法 太郎

下記の認定について、臨時審査を申し込みます。また、臨時審査受入れに当たっては必要な協力と便宜を図ることを確認します。

記

1. 認定事業所の名称及び所在地  
株式会社製品試験センター つくば試験所  
茨城県つくば市松園一丁目 3 番 1 号
2. 認定識別  
ASNITE 0000 Testing
3. 認定維持(又は臨時)審査を受ける認定区分  
別紙の通り
4. 認定の有効期限  
2025 年 9 月 3 日
5. 前回の現地／遠隔審査日  
2021 年 6 月 19 日、20 日

(試験事業者 様式 5) ASNITE 試験事業者の事業廃止届

ASNITE 試験事業者の事業廃止届

2025 年 6 月 20 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
適合性評価推進センター認定センター  
認定統括官 あて

住所 東京都渋谷区東原一丁目 3 番 1 号  
申請者の名称 株式会社製品試験センター  
代表者の氏名 代表取締役 独法 太郎

下記の製品評価技術基盤機構認定制度の認定に係る事業は、2025 年 6 月 30 日に廃止する(した)ので、届け出ます。

記

1. 認定の年月日及び認定識別  
2021 年 9 月 4 日  
ASNITE 0000 Testing
2. 事業所の名称及び所在地  
株式会社製品試験センター つくば試験所  
茨城県つくば市松園一丁目 3 番 1 号
3. 認定区分  
別紙の通り



(試験事業者 様式 7) 委任状

委任状

2025年3月1日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
適合性評価推進センター認定センター  
認定統括官 あて

住所 東京都渋谷区東原一丁目3番1号  
申請者の名称 株式会社製品試験センター  
代表者の氏名 代表取締役 独法 太郎

試験事業者に係る製品評価技術基盤機構制度の認定に係る手続の権限を下記の者に委任します。

記

被委任者：住所、所属、役職及び氏名  
茨城県つくば市松園一丁目3番1号  
株式会社製品試験センター つくば試験所  
つくば試験所長 □□ □□

委任の範囲：  
ASNITE 試験事業者プログラムの認定申請に係るすべて

以上

ASNITE 試験事業者認定の取得と維持のための手引き 第 18 版

改正ポイント

主な改正内容

- ◆ 組織改編のため、組織名称等の変更
- ◆ ASNITE 試験事業者プログラムと ASNITE 試験事業者(環境)プログラムの統合

内容の変更を伴う改正箇所には、下線を付しています。